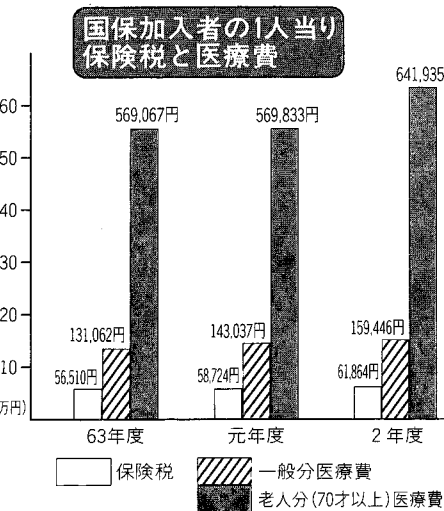
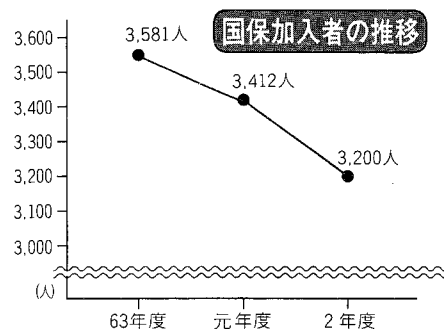
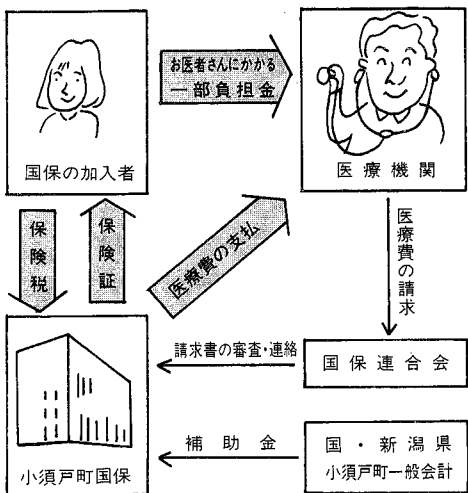


国保のしくみ

小須戸町国民健康保険特別会計の運営費は、おもに、みなさんの納める保険税によって、ささえられています。



加入すると こんな給付が受けられます

①療養の給付(医療費の七割までは八割が給付されます)
みなさんが病気やケガをしたとき医療機関の窓口で保険証を提示すれば、医療費の二、三割を自己負担するだけです。残り七、八割は国保が支払うことになっています。

②療養費の支給
保険証をもたずに受診したり、国保を取扱っていない病院などで受診した場合、かかった医療費は全額自己負担となります。しかしあとで申請して認められた場合は、審査で決定した額の七割が払い戻されます。

③高額療養費
同じ人が、同じ月内に同じ医療機関に支払った治療費が六万円を超えた場合には、あとで国保に請求すると、その超えた分が支給されます。

④助産費
国保に加入している人が出産されますと、助産費が支給されます。

⑤葬祭費
国保に加入している人が死亡されたとき、その葬祭をおこなった方に葬祭費が支給されます。

九月 国保の保険証更新

九月一日に国民健康保険証を更新いたします。
更新は、特別な場合を除き、各町内の嘱託員を通じて保険証を交付し、古い保険証を回収します。被保険者各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

にせ税務職員にご注意を!

最近、「新設法人の税務指導にきた」「税務署の方からきた」などの話し方で、税務署員と思われる人物が、出版物を売りつけたり、入会金や研修会費あるいは購読料を要求する悪質な出版社のセールスマンが横行しています。

税務署では、出版物の訪問販売は行なっていませんし、税務署員が納税者に会う場合は必ず身分証明書を持っています。「おかしいな...?」と思ったらまずお近くの税務署へ問い合わせてください。

国民健康保険税

平成3年度税率決定

国民健康保険税は、毎年八月に本算定が行われます。七月二十六日に開催された臨時議会で、今年度の税率が左記のように可決されましたのでお知らせします。

計算方法	
所得割	課税所得金額(前年の所得-基礎控除) × 8.31%
資産割	固定資産税(3年度の土地・家屋分) × 29.58%
均等割	加入者1人当り × 18,367円
平等割	1世帯当り 23,647円

※課税所得金額は、住民税と異なり、所得控除のうち基礎控除以外の各種控除(配偶者、扶養、高齢者、医療費・社会保険料控除)は適用されません。

1、国保に加入したら 保険税を
国民健康保険は、わたしたちの健康な暮らしを守る大切な医療制度です。加入すると、病気やケガをしたとき、一部負担金を支払うだけで治療を受けることができますが、同時に保険税を支払う義務が生じます。

2、保険税がないと医療費の支払いができません
病気やケガをしたとき、保険税は国や県の補助金をあわせて医療費の支払いにあてられる。大切な財源となります。ですから滞納すると医療費の支払いに支障をきたす事になりますので、納期内納入にご協力をお願いします。

3、医療費が高くなると 保険税も高くなる
今後、更に高齢化社会の急速な進展に伴い、医療費の増加が予想されます。医療費の支払いが増加することにより国保会計が苦しくなり皆さんから納めていただく保険税も高くなります。

4、みんなで、健康づくりをすすめましょう
わたしたちが生きてゆく上で大切なもの、それは健康です。今や人生80年の時代、国保があるから安心と不摂生な暮らしをしていただくと豊かな老後は手にできません。みんなが健康な暮らしの工夫を心がけることも大切です。

「納付の責任は、世帯主です」
保険税を納めなければならない人を納税義務者といいます。世帯主が国保に加入していても、家族の誰かが加入していれば、保険税は世帯主が納めなければなりません。

「譲渡所得も課税対象になります」
前年中に土地や建物売って譲渡所得があった場合、たとえ住民税、所得税がからなくても、国保では課税対象となります。

国保の加入状況 (3年6月30日現在)

加入世帯数	1,231世帯
加入者数	3,140人
うち 老人	659人
うち 退職者	522人

総死亡に占める3大成人病の割合 (平成3年度)

「加入・脱退は 十四日以内に届出る」
届出が遅れると、次のようなトラブルのもとになります。
・保険税をさかのぼって払わなければならない
・医療費を全額自己負担しなければならぬ場合があります。
・あとで医療費を返さなければならぬ場合があります。